

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月20日
条例の題名	三重県心身障害者扶養共済条例	公 布 日	昭和45年3月27日
条 例 番 号	昭和45年三重県条例第10号	直 近 改 正 日	平成20年3月26日
所管部局課	健康福祉部障がい福祉課	電 話 番 号	059-224-2274
条例の概要	心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的に心身障害者扶養共済制度を設け、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	誘導型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障がい者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図るため、安定した共済制度を設けることは妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	障がい者の生活の安定と福祉の増進のため安定した共済制度が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	安定した共済制度の実施には、独立行政法人福祉医療機構との保険契約の締結が必要で、締結する際に条例の制定が必須である。独立行政法人福祉医療機構法第12条第2項
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	独立行政法人福祉医療機構法第12条第2項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	障がい者の生活の安定と福祉の増進のため適正である。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	制度に加入している心身障がい者及びその扶養者に限られているが、障がい者の生活の安定と福祉の増進という公益上問題ないと考える。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	制度に加入している心身障がい者及びその扶養者に限られているが、受益者負担の観点から問題ないと考える。
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	いいえ	第3条第3号重度障害の状態について緩和するよう要請があったが、県独自の基準とすることは困難である。

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。			無